

～ 医療費助成制度「医療費助成金の請求手続き」のご案内 ～

受給者証または受給資格証をお持ちの方は、県外の病院などで医療費の支払いをされた場合
下記のとおり市役所で手続きをいただくことで医療費の助成が受けられます。

記

① 対象者・・・こども医療費受給資格証・心身障がい者医療費受給者証・ひとり親家庭医療費受給者証
をお持ちの方

② 助成対象医療費……保険診療による自己負担額

助成金は、手続きをされた月の翌月に1ヶ月分まとめて口座へ振り込みます。(ただし、高額療養費等に該当する場合は、その金額を差し引いた額が助成対象額となります。また、支払いが遅れる場合がありますがご了承ください。)

③ 助成金請求手続きについて

手続き用紙	医療費助成金請求書 (用紙は、市役所 市民窓口センター 川之江・土居・新宮の各窓口センターにあります)
手続き時に必要なもの	① 病院などが発行した 領収書 <u>注</u> ただし、「保険適用点数、患者名、診療日、医療機関名」が記載された原本に限ります。 なお、上記の領収書が無い場合は、次のどちらかの書類を持参してください。 ・手続き用紙「医療費助成金請求書」に、病院などにより保険点数の証明を受けたもの、またはそれに準じた医療費支払証明書(証明手数料が発生する場合があります) ・銀行振込みやカードで支払われた場合は、病院などが発行した「保険点数の記載された請求書」と併せ、支払った金額がわかる「払込票・支払明細書」などの書類 ② 振込希望の預金通帳など、振込み先がわかるもの ③ 受給者証または受給資格証
手続き窓口	市役所：市民窓口センター 川之江・土居・新宮 各窓口センター 郵送も受け付けます(下記の住所、国保医療課 福祉医療係へお送りください)
お願い	○領収書は、医療機関ごとに1ヵ月単位でまとめて手続きしてください。 ○1ヶ月あたりの医療費が高額となり、加入される国民健康保険や社会保険などの医療保険から <u>高額療養費や付加金の給付を受けられる場合は、先にその支給手続きを行ってください。</u> ○助成金の請求手続きは、受給資格証・受給者証の有効期間内において、受診した翌月から最長2年間有効です。 ○次のような健康保険の給付の対象とならないものや、入院時の食事代・光熱水費などは助成対象になりません。 ～ 助成対象とならないものの例 ～ ・健康診断料 ・文書(診断書等)料 ・予防注射料 ・差額ベッド代 ・薬の容器代 ・大規模病院での初診時特別料金(選定療養費) ・保険診療とならない治療費や薬代 など

■愛媛県内の医療機関であっても、やむをえない理由で保険診療の自己負担額を支払った場合は、上記と同様の手続きで助成を受けられます。

■次のような場合、加入される国民健康保険や社会保険などの医療保険と、医療費助成制度の両方から、給付が受けられます。

□急病などにより医療保険の資格を証するものを提示することができず、**10割負担**で受診したとき
 □医師の指示により**治療用装具**(治療用眼鏡、コルセットなど)をつくったとき

それぞれ手続きに必要な書類がありますので、事前に「福祉医療係」へお問い合わせください。

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号 四国中央市役所 国保医療課 福祉医療係
 〔電話番号 0896-28-6017〕